

年度	平成16～18年度
----	-----------

**基本目的 6 市民が自立して生活できる**

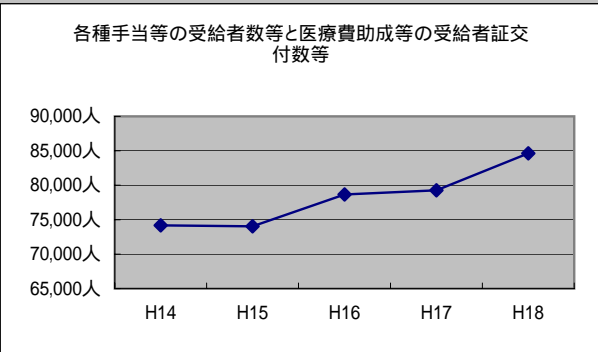
**行動目標 6-2 市民が経済的支援を受け、自立した生活を送れる** (所管課名 保健福祉部保健福祉課)

<b>任務</b>	福祉対象者に各種手当給付、福祉医療費助成の事業を行うことにより、経済的基盤を安定させる
-----------	---

**任務の成果・活動指標の推移**

**各種手当等の受給者数等と医療費助成等の受給者証交付数等**

H14実績	74,166人
H15実績	74,036人
H16実績	78,666人
H17実績	79,270人
H18目標	84,627人



**指標の説明**

市民への経済的支援については、法に従い、支援の必要な人を適切に支援することである。指標としては経済的支援の状況を表す受給者数等とした。

**任務に対する評価**

**これまでの取組と成果、手段の妥当性**

**平成16～17年度**

各種手当の支給や医療費助成は国や県の制度に基づくものが大半であり、本市の独自性は出しにくい。平成16年度は、児童手当の対象年齢が小学校第3学年修了までに3歳拡大されたことにより、受給者数が増加した。

平成17年度は、10年に一度の「戦没者の遺族に対する特別弔慰金」申請受付のため、受給者数が増加した。

制度の対象者には、広報やホームページ、関係課の窓口等でPRを行ったほか、戸籍届の際や障害者手帳の交付の際などに知らせる、さらには、対象者への個人通知を行う、小学校を通じて保護者に知らせるなど漏れのないように努めた。

**平成18年度**

児童手当法が改正され、16年度に3歳拡大した年齢をさらに3歳拡大し、小学校修了までを対象年齢とするともに、所得制限も緩和されたため、受給者は増加する見込である。なお、制度改正の対象者には、前回改正時と同じく、広報、関係課の窓口、対象者への個人通知、小学校を通じて保護者に知らせるなど、漏れのないように努める。また、乳幼児医療助成の対象者も児童手当の所得制限に準拠しているため、増加する見込である。

市単独事業である重症心身障害手当については、高齢者で新たに重度障害になる場合は、その原因が加齢によることが多く、65歳以上の新規申請については対象としないこととする。

**これからの課題、施策等展開の方向性**

乳幼児医療費助成については、現在、外来が4歳未満、入院が就学前までを対象にしている(4歳未満の外来・入院については県補助制度有り)が、外来の年齢引き上げの要望も多く、国や県の動向、他市の状況も見つつ、子育て支援の一環として、就学前までの引き上げを検討していきたい。

老人保健医療制度が平成20年度から後期高齢者医療制度に変わる予定であるが、県下全域での準備委員会の立ち上げ、広域連合の設置、そこへの職員の派遣、条例等の議決、組織・機構の見直しなどが想定されるような大幅な改正であり、これに取り組む。